

令和5年6月30日

復興庁

## 令和4年度復興庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和4年度に行った復興庁調達改善計画の取組のうち、主なものは以下のとおり。

### 1. 調達事務のデジタル化の推進

（本庁）

- ・ 物品・役務等の調達のうち、新規一般競争入札案件において、電子調達システムを5件活用した。

入札案件31件のうち、5件（16.1%）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。

電子入札率（電子応札案件数／電子入札案件数）：5件／5件（100%）

### 2. 随意契約の見直し

（本庁）

- ・ オープンカウンター方式を活用し、毎月定期的に購入する消耗品など、ホームページに公示することにより12件実施した。

複数業者による見積書の提出：11件／12件（91.7%）

### 3. 調達改善に向けた審査・管理の充実

（本庁）

- ・ 今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。
- ・ 前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について事前審査を行った。

事前審査件数：5件

複数の応札者が確保された案件：1件／5件（20%）

- ・一者応札となった案件から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。
- ・前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果（状況）の報告を行った。
- ・一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。

#### 4. 地方支分部局等における取組の推進

（本庁）

- ・福島復興局に対する会計監査を実施した際に、委託事業担当者との意見交換会を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った。

（福島復興局）

- ・本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全102件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。

#### 5. 競争参加者増大のための取組

（本庁）

- ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、今年度本格的に事業者に対し、電子調達システムによる入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
- ・これまで対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これらに加え、電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

#### 6. 競争性のない随意契約への対応

（本庁）

- ・新たに競争性のない随意契約となる案件5件について、競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。

## 7. 汎用的な物品・役務の調達

(本庁)

- ・合計34件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。

## 8. 職員のスキルアップ

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、研修に参加させることができなかったが、日々職員間で助言や意見交換を密に行うことで、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。

## 9. 総合評価、企画競争の効果的な活用

(本庁)

- ・総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは100%であった。

総合評価：9件／9件（100%）

企画競争：22件／22件（100%）



## その他の取組

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果 (対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効 果が あったと 判断した 取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
競争参加者増大のための取組 ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能か検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。	継続	○	—	(本庁) ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、今年度本格的に事業者に対し、電子調達システムによる入札案件への積極的な案内を行ったことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。 ・これまで対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これらに加え、電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
競争性のない随意契約への対応 ・競争性のない随意契約については、復興庁入札契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。	継続	—	—	(本庁) 新たに競争性のない随意契約となる案件5件について、競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。
汎用的な物品・役務の調達 ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。	継続	○	—	(本庁) 合計34件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。
職員のスキルアップ ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。	継続	—	—	新型コロナウイルス感染症の影響等により、研修に参加させることができなかったが、日々職員間で助言や意見交換を密に行うことで、会計事務担当者の調達改善に対する理解度が深まった。
総合評価、企画競争の効果的な活用 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。	継続	○	(本庁) 総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは100%であった。 総合評価: 9件/9件(100%) 企画競争: 22件/22件(100%)	—

**外部有識者からの意見聴取の実施状況**  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 阿部 博友 名古屋商科大学ビジネススクール教授 】 意見聴取日【6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○入札に参加しなかった者等にヒアリングを行った旨の記載があるが、その結果何が不参加の原因であったのかについて分析を行い、今後どのように競争性の確保を図っていくべきか検討していただきたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、入札に参加しなかった者等に対するヒアリングを確実に実施し、原因分析を行い、競争性を確保した調達になるように取り組んでまいりたい。
○競争性のない随意契約への対応	○5案件について検討した結果、競争性のない随意契約が妥当であるとの結論に至ったと記載されているが、どのような理由からそのような結論に至ったのか、またその結論が合理的であった場合でも、どのように契約金額の妥当性を検証しているのか。	○5案件ですが、供給者が一に特定される賃貸借契約が4件、特定事業者しか提供できない情報の調達契約が1件であり、競争性の有無について事前に検証しており、また、同種の契約事例等と参考比較することにより、契約金額の妥当性も検証しております。 ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き事前審査等で『真に競争性のない随意契約によらざるを得ない場合なのか』及び『契約金額は妥当なのか』等について検証を行い、適切な調達手続きになるように取り組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 櫻谷 隆夫 公認会計士・税理士 】 意見聴取日【6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善計画	○全体的に調達改善計画が推進されている。  ○調達改善計画の各取組みは、適切に実行されている	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き各取組を適切に実行できるように取り組んでまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 吉村 典久 慶応義塾大学法学部教授 】 意見聴取日【6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達事務のデジタル化の推進	○令和4年度において電子調達システムの活用が5件実施されたことは、調達事務のデジタル化推進の端緒となるものと評価することができる。今後、電子調達システムの活用をさらに推進するため、その利便性が向上するようにシステム開発に務めるとともに、入札参加者へのシステム利用の宣伝を行い、さらには、システムを使用しやすい環境を整備するための技術的助言を行うべきである。	○ご意見の趣旨を踏まえ、電子調達システム開発府省庁と情報交換を行うなど連携して利便性向上に努めるとともに、入札参加者に対して、積極的に電子調達システムの活用を促し、前年度実績を上回るように取り組んでまいりたい。
○地方支分部局等における取組の推進	○公共調達の適正化や調達改善の取組に関し、地方支分部局等への会計監査や同部局等との意見交換、さらには、地方支分部局等の委託先市町村への適切な助言により、法律の範囲内で適切な監督権限を行使することによって事業遂行の円滑化及び適正化が図られていると認めすることができる。	○ご意見の趣旨を踏まえ、地方支分部局等と密に連携を取り、円滑・適正な調達が行われるように取り組んでまいりたい。
○競争参加者増大のための取組	○一者応札の状況の改善は、一朝一夕に実現することが期待されるものではないが、ホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直し等の着実な努力によって、復興庁等による競争参加者増大のための取組が堅実になされていると評価することができる。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き様々な取組みを実施して競争参加者増大となる調達が行われるように取り組んでまいりたい。